

平成30年白老町議会定例会12月会議会議録（第4号）

平成30年12月18日（火曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 2時12分

○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第 6号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 7号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 9号 しらおい経済センターの指定管理者の指定について
- 第 7 議案第10号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第11号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 第 9 議案第12号 萩野公民館の指定管理者の指定について
- 第10 議案第 1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第9号）
- 第11 議案第 2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第 3号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第 4号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第 5号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第13号 工事請負契約の締結について（平成30年度施行 白老町下水終末処理場MICS施設建設工事（土木・建築工事））
- 第16 議案第14号 工事請負契約の締結について（平成30年度施行 白老町下水終末処理場MICS施設建設工事（機械設備））
- 第17 議案第15号 工事請負契約の締結について（平成30年度施行 白老町下水終末処理場MICS施設建設工事（電気工事））
- 第18 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第19 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第20 報告第 1号 定期監査の結果報告について
- 報告第 2号 例月出納検査の結果報告について
- 第21 報告第 3号 教育行政事業執行状況報告書（平成29年度対象）の提出について
- 第22 発議第 2号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第23 発議第 3号 白老町議会委員会規則の一部を改正する規則の制定について

- 第24 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第25 意見書案第 7号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書(案)
- 第26 意見書案第 8号 水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書(案)
- 第27 意見書案第 9号 非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書(案)
- 第28 意見書案第10号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書(案)
- 第29 意見書案第11号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書(案)
- 第30 意見書案第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)
- 第31 常任委員会所管事務調査の報告について
(産業厚生常任委員会)
(広報広聴常任委員会)
- 第32 諸般の報告
(次期所管事務調査の報告、所管事務調査期間の延期の報告、要望書等の配付)
- 第33 会期の延長について
- 第34 休会について

○会議に付した事件

- 議案第 6号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 しらおい経済センターの指定管理者の指定について
- 議案第10号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について
- 議案第11号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- 議案第12号 萩野公民館の指定管理者の指定について
- 議案第 1号 平成30年度白老町一般会計補正予算(第9号)
- 議案第 2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 3号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 4号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 5号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第13号 工事請負契約の締結について(平成30年度施行 白老町下水終末処理場MICS施設建設工事(土木・建築工事))
- 議案第14号 工事請負契約の締結について(平成30年度施行 白老町下水終末処理場MICS施設建設工事(機械設備))

- 議案第 15 号 工事請負契約の締結について（平成 30 年度施行 白老町下水終末処理場 M I C S 施設建設工事（電気工事））
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1 号 定期監査の結果報告について
- 報告第 2 号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 3 号 教育行政事業執行状況報告書（平成 29 年度対象）の提出について
- 発議第 2 号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 発議第 3 号 白老町議会委員会規則の一部を改正する規則の制定について
- 承認第 1 号 議員の派遣承認について
- 意見書案第 7 号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）
- 意見書案第 8 号 水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書（案）
- 意見書案第 9 号 非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書（案）
- 意見書案第 10 号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書（案）
- 意見書案第 11 号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書（案）
- 意見書案第 12 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
- 常任委員会所管事務調査の報告について
（産業厚生常任委員会）
（広報広聴常任委員会）
-

○出席議員（14名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 山 田 和 子 君 | 2 番 小 西 秀 延 君 |
| 3 番 吉 谷 一 孝 君 | 4 番 広 地 紀 彰 君 |
| 5 番 吉 田 和 子 君 | 6 番 氏 家 裕 治 君 |
| 7 番 森 哲 也 君 | 8 番 大 淵 紀 夫 君 |
| 9 番 及 川 保 君 | 10 番 本 間 広 朗 君 |
| 11 番 西 田 祐 子 君 | 12 番 松 田 謙 吾 君 |
| 13 番 前 田 博 之 君 | 14 番 山 本 浩 平 君 |
-

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

- | | |
|----------------|-------------|
| 8 番 大 淵 紀 夫 君 | 9 番 及 川 保 君 |
| 10 番 本 間 広 朗 君 | |
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	古俣博之君
副町	長	岩城達己君
教育	長	安藤尚志君
総務課	長	高尾利弘君
財政課	長	大黒克己君
企画課	長	工藤智寿君
象徴空間整備統括監		笠巻周一郎君
経済振興課	長	藤澤文一君
農林水産課	長	本間弘樹君
生活環境課	長	本間力君
町民課	長	山本康正君
税務課	長	久保雅計君
上下水道課	長	池田誠君
建設課	長	小関雄司君
健康福祉課	長	下河勇生君
高齢者介護課	長	岩本寿彦君
学校教育課	長	鈴木徳子君
生涯学習課	長	武永真君
消防	長	越前寿君
病院事務	長	野宮淳史君
代表監査委員		菅原道幸君
健康福祉課子育て支援室長		渡邊博子君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長	高橋裕明君
主査		小野寺修男君

◎開議の宣告

- 議長（山本浩平君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、8番、大淵紀夫議員、9番、及川保議員、10番、本間広朗議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会12月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている諮問第1号及び諮問第2号の人事に係る議案2件について、古俣副町長から説明があり、いずれも、本日の議事日程といたしました。

次に、会期の延長についてであります。

本定例会の会期は、明年1月3日まで会期と議決されておりますが、1月6日までの3日間、延長することといたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長の報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎議案第6号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（山本浩平君） 日程第3、議案第6号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議6—1、議案第6号であります。職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年12月10日提出。白老町長。

改正条文、別表の改正の朗読は省略させていただきます。

議6—12をお開きください。附則です。

（施行期日等）

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から施行する。

1号、第3条の規定 公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

2号、第2条及び第4条の規定 平成31年4月1日

第2項、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第3項、第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による内払とみなす

次のページ、議案説明であります。平成30年8月10日人事院は、官民給与の較差を是正するため国家公務員に係わる給与の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.2%の引き上げ、特別給、期末、勤勉手当の支給月数0.05月分の引き上げ等の勧告を行った。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて改正を行い、本年4月からの官民の年間給与を均衡させる観点から、平成31年1月期で所要の調整を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議7―1、議案第7号であります。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年12月10日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただき、附則であります。

附則

（施行期日等）

第1項、この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

第2項、平成30年12月1日を基準日に支給される期末手当に限り、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第2項中「100分の222.5」とあるのは「100分の232.5」とする。

（期末手当の内払）

第3項、改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

次のページ、議案説明でございます。平成30年8月10日人事院は、官民給与の較差を是正するため国家公務員に係わる給与の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.2%の引き上げ、特別給、期末、勤勉手当の支給月数0.05月分の引き上げ等の勧告を行った。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末、勤勉手当の支給割合を準拠している特別職の職員で常勤のものの期末手当での支給割合についても国に準じるため本条例の一部を改正するものである。

なお、平成30年度の期末手当は0.05月分の引き上げを12月支給分にて行い、平成31年度以降

の期末手当は6月及び12月分を均等に支給することとし、それぞれ2.225月分に改正するもの
あります。

よろしく審議お願いいたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料 月額に、6月に支給する場合には100分の <u>212.5</u> 、12月に支給する場合には10 <u>0分の227.5</u> を乗じて得た額にそれぞれ 100分の15を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料 月額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額 にそれぞれ100分の15を加算した額とす る。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議8-1、議案第8号であります。議会の議員の議員報酬及び費

用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年12月10日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただき、附則であります。

附則

(施行期日等)

第1項、この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

第2項、平成30年12月1日を基準日に支給される期末手当に限り、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第2項中「100分の222.5」とあるのは「100分の232.5」とする

(期末手当の内払)

第3項、改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき、この条例の施行の期日までの間に支払われた期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

次のページ、議案説明です。平成30年8月10日人事院は、官民給与の較差を是正するため国家公務員に係わる給与の改定を行うことが必要であるとして、月例給の平均0.2%の引き上げ、特別給、期末、勤勉手当の支給月数0.05月分の引き上げ等の勧告を行った。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、一般職の期末、勤勉手当の支給割合を準拠している議会議員の期末手当の支給割合についても国に準じるため、本条例の一部を改正するものである。

なお、平成30年度の期末手当は0.05月分の引き上げを12月支給分にて行い、平成31年度以降の期末手当は、6月分及び12月分を均等に支給することとし、それぞれ2.225月分に改正するものである。

よろしくお願いたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

改 正 前	改 正 後
(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの議員報酬月額に、 <u>6月に支給する場合には100分の212.5</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の227.5</u> を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。	(期末手当) 第4条 略 2 前項の期末手当の額は、それぞれの議員報酬月額に、100分の222.5を乗じて得た額にそれぞれ100分の15を加算した額とする。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 しらおい経済センターの指定管理者の指定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第9号 しらおい経済センターの指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 議9―1をお開きください。議案第9号 しらおい経済センターの指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年12月10日提出。白老町長。

次のページの議案説明をお開き願います。議案説明でございます。しらおい経済センターの指定管理者の指定について。しらおい経済センターの指定管理者として白老町商工会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

本件指定管理者の候補者の選定については、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところではありますが、現指定管理者である白老町商工会が当該施設の管理を適正に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことについては、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会も了承しております。

次のページに白老町商工会の概要について添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 しらおい経済センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第10号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） 議案第10号についてご説明いたします。議10—1をお開きください。議案第10号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年12月10日提出。白老町長。

次のページの議案説明をお開き願います。白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について。白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者として一般社団法人白老観光協会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めます。

本件指定管理者の候補者の選定については、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところではありますが、現指定管理者である一般社団法人白老観光協会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことについては、同条例第4条第2項に規定する白老町指定管理者候補者選定委員会も了承しているものでございます。

次のページに参考資料として白老観光協会の概要を添付してございますが、説明につきまし

ては省略をさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 白老ふるさと2000年ポロトの森の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第11号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 議11―1をお開きください。議案第11号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年12月10日提出。白老町長。

次のページ、議案説明でございます。北吉原ふれあいプラザの指定管理者として北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

本件指定管理者の候補者の選定につきましては、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところでありますが、現指定管理者である北吉原ふれあいプラザ管理運営委員会が当該施設の管理を適正に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものであります。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことについては、同条例第4条第2項に規定す

る白老町指定管理者候補者選定委員会も了承しているものであります。

次のページ、参考資料につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 北吉原ふれあいプラザの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 萩野公民館の指定管理者の指定について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第12号 萩野公民館の指定管理者の指定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 議12—1をお開きください。議案第12号 萩野公民館の指定管理者の指定について。

指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年12月10日提出。白老町長。

次のページ、議12—2をお開きください。議案説明です。萩野公民館の指定管理者の指定について。萩野公民館の指定管理者として萩野公民館管理運営委員会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

本件指定管理者の候補者の選定については、白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針及び白老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準により審査したところであるが、現指定管理者である萩野公民館管理運営委員会が当該施設の管理を適切に行うことができる団体と認め、指定管理者の候補者として選定したものである。

なお、当該団体を指定管理者の候補者としたことについては、同条例第4条第2項に規定す

る白老町指定管理者候補者選定委員会も了承している。

なお、次のページ、議12—3に参考資料といたしまして指定管理者候補者の萩野公民館管理運営委員会についての概要を掲載しております。内容につきましては、記載のとおりですので、省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 萩野公民館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第9号）

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第9号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） ページ数、議1—1にお戻りください。議案第1号でございます。平成30年度白老町一般会計補正予算（第9号）。

平成30年度白老町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,001万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億5,464万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成30年12月10日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。19ページのところで伺いたいと思います。

臨時の補正として認定こども園防犯対策整備事業というのが82万円計上されておりますけれども、防犯のための設置ということでしたが、ここに設置するようになった理由があればその理由と、それから現在保育所、それから認定幼稚園等でどれぐらいの設置になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長(山本浩平君) 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長(渡邊博子君) 認定こども園の防犯対策事業に関する補正でございますけれども、このたび白老の小鳩保育園で防犯カメラを設置するということでの補正となっております。この防犯カメラ設置につきましては、一昨年ですが、道外の社会福祉施設で起きた事件などをきっかけにしまして、防犯対策等が強化されてきているということが理由に挙げられております。このことから、小鳩保育園においても防犯対策をしっかりと取りましようということで防犯カメラを設置することになりました。町内における設置状況でございますけれども、この小鳩保育園を含めて民間は、あともう一つ、海の子保育園がまだ設置はしておりませんが、今年度設置をする予定でおりますので、3月までには設置をされると思います。それで、今回の小鳩保育園を含めまして民間は4園とも全部設置ということになります。

○議長(山本浩平君) 5番、吉田和子議員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。こういったいろんなものを防犯するという大きな役割を果たしていますし、もし何か起きた後もこういった状態なのかということを確認するためにも、この防犯カメラというのはかなり効果を出しているということは認識しております。ただ、今保育所はもう一カ所やるということで全保育所に設置ということになりますけれども、幼稚園等は私立ですので、どうなのか。それは、設置を呼びかけていくのかどうかということが1点と、それから今後これは小学校、中学校にも必要となるものではないかと思うのですが、計画性を持ちながらその設置をしていくという考え、子供を守っていくということからいくと小学校も中学校も私は必要ではないかと考えるのですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長(山本浩平君) 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長(渡邊博子君) ちょっと答弁が重複するかもしれませんが、町内4園ということで、町内の幼稚園ももう設置済みということです。あと1園、公立の保育園でありますけれども、こちらにつきましても今後設置の検討はしていきたいと考えてご

ざいます。

○議長（山本浩平君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 小学校、中学校に関してなのですが、今国からの通知の中でも実は防犯カメラの設置事業についての周知文書が直近で来ておりました。うちのほうとしてもこのあたりは、防犯カメラを設置するような方向で考えておりますが、具体的にいつとかというところまでは至っておりませんが、必要性については重々わかっている、認識もしておりますので、今後検討していきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 今本当にいつ何が起きるかわからないという、不審者を含めて、急遽人を殺したくなったりとか、いろんな事件が起きておりますけれども、やはり通知が来ている以上は計画を立てて、一つ一つ実施をしていけることをきちんと目標としてめどをつけながら計画を持って進めるべきだと、随時つけていこうと考えているのではなくて、財政の厳しいときですので、財政としっかり取り組みながら、きちんと計画を持ってつけていくべきと思いますが、お考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 吉田議員のおっしゃるとおり、必要に応じてつけるのではなくて、計画的に段階的に追って検討していくことを踏まえて、前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。1点のみ質問させていただきます。19ページ、子育てふれあいセンター管理運営経費16万円の扶助費の助成がありましたが、これはファミリーサポートの利用が2倍になったという説明を受けていまして理解できていますが、この要因や、あとこの事業の効果、特にこのファミリーサポートが2倍になったということで、子供を持っている保護者の方たちのさまざまな生活の助成がなされているのかなと思っております、そのあたりどのように整理されていますか。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） ファミリーサポートセンターの利用料助成の件でございますけれども、この利用料助成の対象となるのがひとり親世帯や非課税世帯となつてございます。今回当初予定よりも2倍近くの利用件数があるということですが、ひとり親世帯の方の利用が多かった実情がございます。こちらのご家庭の方は、やはり土日というか、日曜日とかのお仕事されている方が多くて、そのときにお預かりしているというような実態がございました。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。利用の実態についてはわかりました。効果のことについてどのように押さえているのかどうか、もう少し詳しくお伝えいただきたいのと、あと実際にこの扶助以外にも利用のほうが伸びているやに捉えているのですけれども、この部分で例

えば実際このような支援を行っている方たちの労力の問題だとか受け入れ態勢というのは、まだ十分に余力があるのかどうか。また、今後の施設の充実等、このファミリーサポートのことについてどのようにお考えか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 効果につきましては、日曜日お仕事をされている方がふえているということでお預かりしています。就労支援、またひとり親世帯の方も多いということで、非課税世帯の方も対象となっておりますので、その経済的支援などはできているかなと捉えております。そのほかの方の利用につきましても、昨年の利用よりもさらに利用件数が伸びている状況がございます。

受け入れ態勢につきましては、スタッフの確保が今ちょうどぎりぎりで行っているような状況ですので、これ以上利用件数がふえるとなかなか体制をとるのが難しくなっているような状況であるとはお聞きしておりますので、受け入れ態勢につきましては今後町も交えて体制は整えていきたいと思っております。

加えまして施設につきましても今後ファミリーサポートセンターを実施している施設につきましても、施設整備の方向性等は早目に決めていきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。それでは、利用の実態のほうについては理解できました。やっぱり結構知らない方まだいるのかなと。いい事業だと思っています。ですので、広報等でのさらなる周知を図っていく必要があるのではないかと、あと読み聞かせだとか受け入れされている方たちが工夫されて、子供たちも心和やかにそのこの部分のサポートを受けていますので、子育て終わって要らない本の収集等も呼びかけてみてはと、あといろんな遊具等も長い時間、結構見ていると仕事の労働時間中ずっと受け入れていますので、子供が充実して楽しく日曜日に遊べる部分も大事だと思いますので、そういった不用になったものの収集等にも努めていくべきだと考えますがいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 渡邊子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） ただいまのご意見をいただきまして、まず広報につきましては、この事業自体実施していることをまだ知られていない部分もあるということですので、広報には努めていきたいと思えます。

また、本や遊具など使わなくなったものの収集につきましても、こちらのほうも広く周知をして、使えるものもたくさんあると思えますので、リサイクルというか、役に立っていけるように周知などをしていきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。9ページと11ページでお尋ねをしたいのですが、1つはふるさと納税の関係で、今国はふるさと納税で非常にいろんなことを言っています。きょうの報道でも全国で3市町ですか、3割守ってきちんとやっというふうなことが出ていましたけれども、それには北海道の上士幌町も出ていました。国のほうが言っている許

可制にするというような検討だとか、それから3割守らないところだめよとかなり厳しく言っているとか、そういう状況があるのですけれども、この国の動向とうちのまちのふるさと納税に対する対応の状況をまず1つ伺いたいと思います。

もう一つ、繰越金の留保財源が3,100万円ぐらいあるということなのですが、これから3月までの中で除雪以外に財政出動が予定されるような部分があるかどうか、この点ともう一つ、交付税はこの間聞きましたら結構ですけれども、ふるさと納税での見通しと留保財源、現在での状況と留保財源がどんなような状況になっているか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 私のほうからふるさと納税の返礼品の関係でご答弁させていただきます。

ただいまお話がありましたとおり、ふるさと納税の返礼品につきましては、全国の各自治体が趣向を凝らして、やや過当競争ぎみといった状況を受けまして、納税額に対して返礼品については3割以内にするようにということが言われております。それで、従前から各自治体が返礼割がどれぐらいかという調査もあった中で、本町においても一部3割を超えているような返礼品があったわけなのですけれども、北海道のほうからでもいち早くそれについては対応するようにといったような要請があったものですから、本町としては11月から全ての返礼品を3割以内に抑えることで対応させていただきました。本町では、今18事業所ほどがふるさと納税の返礼品を扱っているわけなのですけれども、うちの職員が各事業者を回りまして、今こういう要請が来ているので、ぜひ協力してほしいといったお願いをした中でいち早く対応したということでございます。商品については、今既存のものを3割以内になるようにということで、商品の中身を変えるというのは即座に難しかったものですから、どちらかという既存の商品を生かしながら納税額を上げて対応したというようなことで、既に対応のほうは終わっております。

今後については、3割以内に全国的に統一されるということであれば、公平な競争といえますか、今後は商品のクオリティーの高さみたいなものが求められてくると考えております。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） ただいまのふるさと納税に関する町の対応につきましては、経済振興課長のほうからご答弁申し上げましたけれども、国の動向というところで私のほうからちょっと補足させていただきたいのですけれども、先ほども11月から3割以内という対応を行ったということで、それ以前にも国のほうからは3割を超えている自治体については何らかの措置を講じて、ふるさと納税の税金としてみなさないといえますか、ふるさと納税の制度から除外すると、排除するというような方向性の中で進めておりまして、10月1日を基準日として、その調査を行うという事前の通知があつて、その状況を踏まえて今後国の方針も定めるというようなことをございましたので、本町においても11月以前のぎりぎりの段階でございましたがけれども、このような対応をとらせていただいたと。最終的に国の税制改正大綱の中で、来年

6月1日から3割を超えている自治体に対しては、やはりふるさと納税制度から除外するような方向性をとるということで、具体的な内容については示されておりませんが、そのようなものが大綱によって明文化されたというような状況になってございます。

それから、繰越金の留保財源の関係でございしますが、この補正後3,000万円程度留保されておりまして、この金額については今後予想される除雪経費の増大に対応するべきものという財源として確保しているという状況でございします。今後の支出見込みというところでは、一般質問でもお答えしておりますが、もしかしたら国の補正の関係で萩野小学校の耐震化の改修という部分が出る可能性はあるのですけれども、ここにおいては補正予算債が充当されるということで、一般財源の持ち出しはかなり少なくなると。ほぼほぼないような状況で対応できるということで、今後一般財源を伴うような大きな支出というところについては、段階では想定してございません。

ふるさと納税の見通しでございしますが、現在12月半ばを過ぎまして、ふるさと納税は12月が一番ピークを、かなり突出してピークを迎えるというようなところではございますが、現段階では昨年の12月の状況と比較して、若干ですけれども、上回っている状況になってございますので、このまま順調に推移すれば、来年の1月から3月の期間という部分はありますけれども、その部分は余り額的にはそう大きくないものですから、昨年とほぼ同じか、あるいはそれを上回るような状況になるというような押さえをしておりますので、その部分では昨年度のふるさと納税の一般財源ベースで約1億5,000万円という部分が出ておりますので、今年度につきましてもほぼ同様の額は留保されるのかなというようなことで今段階では考えてございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは理解しました。

それで、ふるさと納税の考え方、白老町の考え方というのは非常に正常な考え方だと私は思って今までもいたのです。それで、3割がきちんと守られると。もちろんそれは地元の産業振興のためには非常に役立っているわけですから、そこはそこでいいわけです。あと、ほかの部分で例えばまちのPRだとかということではなく、もちろんそれもあるのだけれども、結論で言えば果実をとると。果実をきちんといただくというのがうちのふるさと納税に対する、産業振興とその部分、そこが中心で、その間はなるべく少なくすればするほど果実がふえるわけだから、そんなような考え方で今後もふるさと納税は進めていくというのが基本的な考え方なのかどうかだけ確認しておきたいのです。というのは、全国的に言えばそんなこと全然無視して、ほかのまちのものも売ったり、自分のまちの名前だけを売ってやるようなふるさと納税のやり方、金額だけ上げるやり方、だけれども実際果実がほとんどないというものもあるのです。ですから、そこははっきりさせて、今後ふるさと納税で地場のよいものをきちんと全国に届けていくという考え方で、それが果実にきちんと結びつくような方向でいくというような理解でいいかどうか。

○議長（山本浩平君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 基本的な考え方としては、大淵議員がおっしゃったとおりで

よろしいと思っております。ふるさと納税の趣旨としては、納税者側としては控除が受けられるというのはもちろんそうなのですが、我々としては町内の事業者がそれによって地元の地場の特産品を全国にPRするといったようなメリットもございますし、もう一つは、今お話ししたとおり、その差額といいますか、その部分は白老町の大切な財源として使わせていただくという考え方にはかわりはないと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番、松田です。20ページの塵芥処理費と、それから30ページの公債費なのですが、私も先日の一般質問でしているのですが、約5億円の財政出動になるわけなのですが、これだけの大きな町民からいただく税を町民の説明なしにいきなりこうやって出てきている。私は、一般質問の中で説明後に、通年議会であるのだから、町民に納得させてからでいいのではないのかということもちらっと言いました。そういうことからいくと、私はどうもこの今回の補正予算には納得いかないのです。やっぱりこれだけの大きな財政出動、出動というよりも失敗財政です。これを町民にきちんと説明して、そして町民に5億円の町民の税金を、全く無駄金なのです。返すだけだから。何もつくるわけでも何でもない、損金なのです。こういうのを町民にきちんと説明して、それから私はやるべきだと思うのですが、一回取り下げるべきぐらい私は思っているのです、この議案だけは。そして、町民説明をきちんとしてから、町民納得した上でやるべきではないかなと私は思うのですが、考え方もう一回聞いておきたいのですが。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

〔「本間課長いうもんでないよ、これは。冗談でないよ」と呼ぶ者あり〕

○生活環境課長（本間 力君） 申しわけありません。まず、私のほうから……

〔「そんなこと聞いていない」と呼ぶ者あり〕

○生活環境課長（本間 力君） 松田議員のご指摘のとおり、私どもとしても、担当課としても12月議会前に町民説明会を開くことも協議はしていたところなのですが、どうしても11月9日、全員協議会のほうでご説明した以降、十分な周知期間が確保できないというところで、住民説明会を開いたとしてもきちんと浸透度といいますか、住民に広くは説明できないというところ、また先日から副町長のほうからもご答弁しているとおり、住民の代表であります議会の皆様にまずはご説明した中でということ、さらにこれはなかなか理由にはならないと思うのですが、手続上のことを申し上げますと、まちの補助金の返還額の中でいきますと会計検査院に指摘された場合、さらには事業廃止をする上で9,900万円、それを整理するという、まちの意思として今手続を進めて、北海道、さらには農林水産省との協議をします。どうしても後年度に持ち越すとすれば、今の現状の運営経費自体も繰り越して、また後年負担が発生するという想定すれば、まちの考えとしては年度内に全てを整理、起債も含めて約5億円を整理したいという捉えから、どうしても北海道のほうでも道議会の予算の議決も踏まえますと、1月以降の確実に町の議決を踏まえた中でいけば12月というところで上程させていただいたとい

う経緯でございます。なかなか手続上の捉えでいきますと理由にはならないかなと思うのですが、今回議決を仮にいただいた暁には、1月以降の説明会日程今調整していますが、きちんとそれも踏まえてご理解いただくような説明会としていきたいと考えておりますので、何とぞご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今のこの返還金につきましては、先日の一般質問の中でも松田議員のほうから後先ではないかというご指摘をいただいていたことは事実でございます。そこで、町としましては、担当課長のほうからも手続問題についてはちょっとお話があったのですが、現実的に時期的に追っていったときに、財産処分の関係をまずしっかりしていかなければ次に歩み出せないというか、この施設のありようについて民間事業者とも具体的な話もできなくなるところが、後に延びるといいますか、そういう事情もありまして、本来的には松田議員がおっしゃるように、きちんとこういう大きなことでございますから町民説明会においても金額的なことを含めてご説明をして、そして町としてこういうふうにしていきたいということをご説明をして、了解をいただいて、実際にここに上程というところは、十分私どももそのところの押さえは理解はしているつもりです。ただ、何度も言うようにやはり次に行ける、踏み出すための一つの段階としては、どうしても12月の補正をもちまして踏み出させていたきたいと、そういうことで今回この補正に上げたところでございますので、町民説明会においてはこの件についてもしっかりと説明をし、ご了解をいただけるようにしたいと思っておりますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 私は、意地悪やそういう意味で言っているのではないのです。きのうも同僚議員で一般質問あったけれども、福祉灯油の要望をしたといたってできない。商工会の会長から私に電話来たけれども、ラブ・ラブしらおいもこういう景気の中で多少でも町民還元をすべきだという考え方でお願いしても、やっぱり通らないのだと商工会長が言っているのです。そういう中で、この5億円の金を今時期的に、それから時間がなから、こういう理由でこれだけはぼんと出して、はい、そうですよと。私も議員なのです。町民の代表の議員です。私は、議員の立場で言っているのだ、ここは。議員として、この議会に出された以上、この議会はどうか町民が受けとめるか、このことを議論するのがこの場にありますから、私は先ほど言った意地悪で言っているわけではない。やっぱり物事にはそういう景気の動向とか、お金の使い道、税の使い道とか、そういう順序があるのです、物事というのは。それは、会計検査院から指摘された以上、払わなければならないのはわかっています。払うなど言っているのではない。でもちょっと納得いかない、34億円の金を無駄にしてから、そしてなおかつ5億円の金は時間がなから出すのだということで、こんな説明我々議員としてできますか。私はできないから言っているのだ、私は、何も払うなどか払わないでなく、一旦下げて、1月6日に議会開けばいいでしょう。町民に説明すればいいし、7日にすればいいでしょう。いつでもできるのだから。その後すぐやったって、時間なんか幾らでもあります、そんな時間。ですから、私が言っ

ているのはそういうことを言っているのだ。そして、議員というのはやっぱりそういう責任もあるのだ。きちんとしなければならない。だから、これは一回下げるべきです。下げて、改めて来年の早々からやらなかったら町民から物すごく反発が出ると思う、このことは。私は、そういう思いで、こここのところだけはきちんとしなければならないなという思いで言っているのだけれども、もう一回そういう考えに戻ることはできませんか。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 本当に先日的一般質問から含めて今回のバイオマス事業のあり方については、多大なる課題を残した中での廃止という結果を出さざるを得なかった。そのところは、町長を含めて失敗という言葉で集約しながら、責任ということでとっていかなければならないということもお示しをしています。

そういう中で、本当に松田議員がおっしゃることは私としても十分そのところは受けとめなければならないことは重々承知はしており、今回この補正に上げることについても内部の中ではこの時期で本当にいいのかということも含めて議論をしてきました。ただ、本当に何度も言うようですけれども、町民の皆様方には後先になって大変申しわけないこととございますけれども、何とか今後の道、それから国のかかわりを含めて、やはり一つ一つ財産管理の問題の始末をつけていかなければならない、この金の返還を含めて。そういう事情の中で、本町としてもこのバイオマス事業の次の段階をしっかりと進めていかなければならないということで、何とかこここのところは議会の皆様方のご理解をいただきたいということでご提案をさせていただいておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 言っていることもわかるし、そのとおりなのだ。ただ、一歩それでは譲って、きちんとした説明をいつごろどのような場所できちんと説明するのかどうか、その約束をきちんとしていただきたい。そうすれば私も賛成します。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時01分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○副町長（古侯博之君） 1月28日、29日、31日ということで、町内3カ所において説明会をそれぞれの地区で行いたいと思ひています。今の予定では、そういうふうなことで町民の皆様方にもお知らせをしていきたいと思ひております。

内容につきましては、今回の会計検査院で指摘された内容も含めてもちろんご説明はしなければならないだろうと思ひておりますし、このたび一般質問の中でこのバイオが21年4月から始まって、10年間にかかった金額的な内容の部分についてもしっかりと町民の皆様方には数字もお示しをして、説明をしたいと思ひております。その中で、返還の金額的なことももちろん、どうしてこういうことが生じたのかということ、今後のバイオマス事業の扱い方についての状

況も説明をしなければならぬと考えています。

○議長（山本浩平君） まだほかにございますね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、ほかに質問のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 31ページのバイオマス事業の償還の関係について伺います。

ただいま同僚議員である松田議員から質問ありました。私もその趣旨についてはそのとおりでと思います。そういう手続を経るべきだと思いますし、町民説明会に行っても逆に二元代表制の中で議会は何をしてきたのだという議論も出ると思いますので、これまでの一般質問、あるいは過去にもいろいろ議論した中、そして松田議員も質問していましたけれども、議会がこのバイオマス事業にどういうふうに取り組んできて、町側にチェック機能を果たしたのか、そして提言をしたのか、建設的な意見を述べてきたのかと、そういうことを町民説明会においても町側の一方ではなくて、議会がどうかかわってきたかという部分も含めて説明をしていただければ、町側、議会を挙げてこういう結果に至ったのだよという経過がわかると思いますので、議会が町民のチェック機能として代表であるという中で、そういう形で議論がされたよということをやはり町民説明会の中でしていただきたいということと、国の補助金の支出ありましたけれども、予算計上していますけれども、多分これは町民の説明会終わった後に適切な判断の中で予算を支出する、執行されると思いますけれども、その2点について伺います。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 町民説明会の内容につきましては、先ほどもお答えしたようにしっかりとこれまでのバイオマス事業のあり方については、事実に沿って正確にということか、そういうことについては進めたいと思っております。

ただ、今前田議員からありましたような議会との関係について私どもがどれだけ正確にといいますか、その思いも含めてお話しできるかどうかは、ちょっと申しわけないですが、何ともお答えようがないですが、いずれにしろ議会も含めてこの事業についてはさまざまな観点から議論をして、そしてきょうここまでやってきた結果がこうであるということ述べたとしても、議会の中においてもさまざまなご意見があるわけですから、そのところはこうだ、ああだとかということについては、また議会のほうで機会があったら町民のほうにもご説明をお願いをしたいと思っております。

それから、返還の部分のこれからの状況につきましては、しっかりと今後も、今までも道、国を含めて会計検査院とはもちろんそうですけれども、手続関係を進めてきたわけですが

も、再度今回の議会を通して出た状況といたしますか、結果を私たちも押さえながら、再度国、道を含めての関係部署については進めてまいりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 申しわけありません。

予算執行に関しましては、この後財産処分承認申請の手続を行いまして、相当時間はかかるという想定もございまして、それから予算に関しましては白老町が北海道にお支払いをして、北海道から農林水産省のほうにお支払いをするという手続で、北海道議会のほうの補正予算にも係るという捉えでございまして。確実にというところで行きますと、1月末で町民説明会を行った後の日程になりますし、国庫納付のいわゆる納付書の発付につきましては、早くても3月と。場合によっては、出納閉鎖期間内の整理の中で進めざるを得ないというようなぎりぎりの流れもございましてすけれども、それはあくまで30年度内ということで進めていまして、執行につきましては、前田議員のご指摘いただいたとおり、説明会後の執行となるということで若干補足させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第9号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第3号）

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） ページ議2—1をお開きください。議案第2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,343万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月10日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成30年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第12、議案第3号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 議3-1をお開きください。議案第3号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億635万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月10日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成30年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（山本浩平君） 日程第13、議案第4号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） ページ議4—1をお開きください。議案第4号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度白老町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億689万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月10日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別 会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第14、議案第5号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） それでは、議5-1をお開きください。議案第5号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月10日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 平成30年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 工事請負契約の締結について（平成30年度
施行 白老町下水終末処理場M I C S施設建設
設工事（土木・建築工事））

○議長（山本浩平君） 日程第15、議案第13号 工事請負契約の締結について（平成30年度施行 白老町下水終末処理場M I C S施設建設工事（土木・建築工事））を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） ページ数、議13—1をお開きください。議案第13号 工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成30年12月10日提出。白老町長。

1、契約の目的、平成30年度施行 白老町下水終末処理場M I C S施設建設工事（土木・建築工事）でございます。

2、契約の方法、制限つき一般競争入札。

3、契約の金額、3億9,420万円。

4、契約の相手方、川田建設・丸幸鈴木・鈴木建設特定建設工事共同企業体、代表者、白老郡白老町字石山15番地、株式会社川田建設代表取締役、川田泰正、構成員、白老郡白老町字社台53番地1、丸幸鈴木建設工業株式会社代表取締役、鈴木武幸、構成員、白老郡白老町東町2丁目3番11号、鈴木建設株式会社代表取締役、鈴木研生。

5、契約保証金、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。

次のページ、議案説明になります。1、工事場所、白老町高砂町4丁目。

2、完成期限、平成32年2月28日。

3、工事概要、既存のし尿処理施設は、昭和44年に供用開始され、現在49年経過しており、老朽化が著しい施設である。本工事は、町民の公衆衛生、生活環境を確保する必要性から、し尿、浄化槽汚泥を下水道施設へ投入して生活排水処理との一元化を図るため、白老下水終末処理場に受け入れするM I C S施設を建設するに当たり、土木建築工事を2カ年の全体承認設計工事として行うものでございます。

(1)、M I C S施設建設工事(土木工事)一式。(2)、M I C S施設建設工事(建築工事)一式。

施設は、搬入車受け入れ室、沈砂、受け入れ槽、破砕ポンプ、汚泥混合調整槽から成り、地下2階地上2階で、延べ面積698.53平方メートルの建築物でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 工事請負契約の締結について(平成30年度施行 白老町下水終末処理場M I C S施設建設工事(土木・建築工事))、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 工事請負契約の締結について(平成30年度施行 白老町下水終末処理場M I C S施設建設工事(機械設備))

○議長(山本浩平君) 日程第16、議案第14号 工事請負契約の締結について(平成30年度施行 白老町下水終末処理場M I C S施設建設工事(機械設備))を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) 議案第14号でございます。工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成30年12月10日提出。白老町長。

- 1、契約の目的、平成30年度施行 白老下水終末処理場M I C S施設建設工事（機械設備）。
- 2、契約の方法、制限つき一般競争入札。
- 3、契約の金額、3億2,378万4,000円。
- 4、契約の相手方、札幌市中央区北3条西3丁目1番地6、クボタ環境サービス株式会社北海道支店支店長、佐藤厚彦。

5、契約保証金、3,237万8,400円。

次のページ、議案説明になります。1、工事場所、白老町高砂町4丁目。

2、完成期限、平成32年2月28日。

3、工事概要、既存のし尿処理施設は、昭和44年に供用開始され、現在49年経過しており、老朽化が著しい施設でございます。本工事は、町民の公衆衛生、生活環境を確保する必要性から、し尿、浄化槽汚泥を下水道施設へ投入して生活排水処理との一元化を図るため、白老下水終末処理場に受け入れするM I C S施設を建設するに当たり、機械設備工事を2カ年の全体承認設計工事として行うものでございます。

4、主要設備、(1)、流量調整槽攪拌機2台。(2)、し尿移送ポンプ2台。(3)、夾雑物除去装置1台。(4)、し査ホッパー1台。(5)、汚泥混合槽攪拌機2台。(6)、M I C S汚泥投入ポンプ2台。(7)、し尿受け入れ口1台。(8)、汚泥破碎ポンプ2台。(9)、給水ユニット1台。(10)、脱臭装置（生物脱臭装置）1台。(11)、脱臭装置（活性炭装置）1台。(12)、脱臭ファン1台。(13)、床排水ポンプ1台。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） これは、クボタ環境サービス株式会社が受注していますが、それでクボタ環境サービスが21年度以降これまでに白老町から主なものでよろしいですけれども、受注した工事請負、そしてその他の事業はありますか。それと、契約保証金が免除なしになっていますけれども、これはどういう理由からなのか。

それと、見積もり合わせと説明ありましたけれども、1社でしたから見積もり合わせなのですけれども、見積もり合わせとなった説明ありましたけれども、その見積もり合わせに至った経緯、それと落札率が先般の説明では99.3%なのです。一般論からすれば非常に高い落札になっていますけれども、これに対して白老町はどのように感じているか、まずこの2点を伺います。

○議長（山本浩平君） 池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） 今4点ほど質問がございましたが、最初の21年度からクボタ環境サービスが町から受注した工事の主なもの、あと契約保証金の免除、見積もり合わせに至った経緯については、今ちょっと手持ち持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

また、落札率が99.38%という部分でございますが、近年の状況を踏まえますと、機械に係る

内容につきましては専門的な部材等も多くございまして、また震災等でまだ機械に係る業者、それからその価格が高騰しているという部分もございまして、見積もり合わせに参加できた業者は本1社ということで、結果的に見積もり合わせもちょっと確認、3回目でようやくと決定したという経過でございます。

後ほど残り3点につきましては確認次第報告させていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 保証金の関係のご質問でございます。保証金については、ただいま説明いたしました議案第14号におきましては保証金が3,237万8,400円ということで、契約金額の1割を保証金として支払っていただくということになってございます。

そのほかの2つの議案については、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除ということになっておりまして、これはこれまで町の工事で行っていて、このような共同企業体で行っているという状況の中で、極端な話どちらが倒れても補うところがあるという考え方のもとに、これは保証金は免除されているという規定になってございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時38分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） クボタ環境サービス株式会社北海道支店におきましては、単独で1社でございますし、今回は保証金は免除されていないと、逆にかかっているということでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時39分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 過去の経緯につきましては、調べますので、お時間をいただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時48分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

では、回答のほうをお願いいたします。

池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） 21年度からの実績ということになりますが、直近の28年度以降の受注実績ということで、クボタ環境サービスが受注している部分でいいますと下水終末処理場の脱水機設備の改築で1,890万円、これは28年度です。あと、終末処理場の機械設備の改築が610万2,000円、こちらは29年度、それから今年度でいきますと終末処理場の改築工事で機械設備2,052万円、大きなものとしては直近ではこの3件の受注実績がございます。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 今回のクボタ環境サービスとの契約に係る保証金につきましては、白老町契約に関する規則第35条のところで、契約の相手方とすることができるものと契約を締結する場合において、そのものが過去2年間に国、または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行したものであるというような文言がございます。今回の場合は、金額の規模と、それから種類といういわゆるM I C S事業、これを他の自治体でやっているかどうかという部分についてクボタ環境サービスのほうとの協議の中でやられていないということから、今回は免除せずに契約保証金を支払っていただくということで話をしているということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） クボタは、過去に今答弁あったようにこれだけの事業をやっていないのです。それで、私はなぜ21年から聞いたかということ、答弁はいいです。答弁は答弁でいいのですけれども、この中に私はバイオマス事業、その他事業と言ったので、バイオマス事業を本当は答弁してほしかったのですけれども、町民もわかっていると思いますけれども、バイオマス事業をやっているのです。結果は、いろいろ今まできているから中身はそんなに触れませんが、これから質問したいのは、ということは指名競争入札とは性質は異なるのだけれども、制限つき一般競争入札でクボタは落札しているのです。だけれども、10年前にクボタは大きな事業でバイオマス事業を受託しています。それで、クボタ環境サービスは、受注して稼働してきましたけれども、具体的に言いませんけれども、要点だけ言います。たび重なるプラントの故障、そしてトラブル、解決はできませんでした。保証期限待つて待つて、ぎりぎりにみずから撤退しました。当然町にも迷惑かけました。町民の不信も募りました。このことが起因して固形燃料の生産量の減少とコストの高騰により財政は赤字を出しました。この事業が赤字となりました。町長は、みずから事業は失敗したと、こう認めています。これは、断腸の思いだと思います。しかし、バイオマス事業に大きくかかわって、結果を出せなく、事業を途中で私に言わせてもらえば放棄したのです。逃げたのです。そうしたクボタ環境サービスにも私は大きな責任があると思います。10年目に会計検査院が11月9日に何と言っていますか。事業目的は未達成と断じているのです。答弁によっては3問目質問しますけれども、このことから私はクボタ環境サービスに対して、この責任について町として何らかの形で措置をとるとか、措

置をとれるような政治的な判断、そういう裁量は考えられませんでしたか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 何度もこのバイオマス事業にかかわって、前田議員のほうから会計検査院の今回の裁定といいますか、そういう中においても事業の当初のあり方も含めて未達成と、そういう押さえ方というのはされております。そのこのところの考え方がクボタに全ての事業の責任があるのかどうか、そのこのところはさまざまな観点からやはり精査しなければならない、今この時点においては再度しなければならない部分というのはあろうかとそのこのところは捉えられると思いますけれども、これまでのクボタが撤退したときにおいてもその部分については町を含めてかなりの部分でさまざまな対応をしながら、一つのクボタのありようについて結論を出して、次に移った、そういう事情は議会のほうも含めてわかっていることだと認識しております。そういう関係で、今回改めてこの事業の廃止にかかわって事業に直接工事にかかわったクボタの責任の追及といいますか、責任のありようについて再度取り直すということについては、町としては考えなかったこととございます。そのこのところは、今回のバイオマスのことについては、当初この事業がチャレンジ事業として持ってきたそのこの経緯も含めて、いろんな部分での精査は確かにこの10年たった今再度しなくてはならないところはあるかと思えますけれども、いずれにしろこれまでも財政の問題も含め、絡めていろんな形では精査をしながら、反省も含めてやってきた経緯は十分あったのではないかなと認識しております。そんなことで、今回あえてこのクボタの責任については、町としては考えませんでした。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） クボタの責任については、平成24年のときに白老町は北海道町村会の顧問弁護士に頼んで聞いたら責任はないと、そういうふう言い切ってしまうているのです。だけれども、議会ではかなり疑問で議論されました。それで、瑕疵については、はっきり明確にしませんでした。こういう実態なのです。それをなぜ私ここで言うかということ、クボタが設備したそういったプラントに対して、クボタがどうだと言っていない、会計検査院。会計検査院はこう言っているのです。プラントの高温高压処理設備等は、補助の目的に達しておらず、そうですよね。もう一回言います。プラントの高温高压処理設備等は、補助の目的に達しておらずと指摘しているのです。断じているのです。という、10年目のことしです、こうやって会計検査院、国が公の立場であえてプラントの名前まで出して、会計検査院から指摘を受けているのです。当然11月9日というこの時間軸が大きく変わっているのです。そうですよね。会計検査院がこう指摘しているのですから。そういうことを考えると、今副町長が言った責任ないと断じれるかどうかということ。倫理的、道義的にだってクボタに責任はあると思えます、法的には仮にないとしても。それをどう見るかということが政治家の仕事ではないですか。今回3億2,000万円も事業をやって、先ほど答弁まだないですけれども、なぜ見積もりをしてここになった経緯については話ありませんけれども、後から答弁あると思えますけれども、そういう部分になっているのです。そうすると、副町長、入札に参加する資格の適性等について契約等審議委員会についてはどのような議論になりましたか。こういうことも踏まえて議論され

ましたか。ありますよね、いろいろと。答弁によってはもう一回議長に質問を許してもらいますけれども、どのような議論をして、もしそこに触れていないなら触れていなかった、触れているのなら触れたということで、どのような結論に導かれて、それに対して町長はどのような意思表示できょうのこれに決定に至ったのかを伺います。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 解釈の面で私のほうから先にご説明させていただきたいと思えます。

まず、平成24年の段階で町村会の顧問弁護士とのやりとりの関係につきましては、法的な手段としてということで位置づけられたものでございまして、道理的その他の部分に関しましては、全体の中でいろいろ議論がございましたので、私のほうからは控えさせていただきたいと思えます。

それから、会計検査院の指摘に関しまして高温高圧機設備等の部分に関しての稼働を停止していたということが一つございまして、あくまでふぐあい、いろんな角度での故障、それから生産上での経費負担という意味合いはあった中で、平成26年4月から稼働を停止したということが会計検査院の指摘でございます。あくまでプラントメーカーであるその責任という意味ではなく、あくまで町の判断ということで、ただこれに関しましては事業の継続性というものは言っておきたいのは、農林水産省とこれまで協議を進めてきた中で暫定措置として規模を縮小してきた中での取り扱いということだったものですから、結果的には見解の相違はあったということなのですが、指摘は指摘ということでなされた以上このようなこれまでの取り組み、11月9日説明したとおりなのですが、そういう意味での稼働停止したことということでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今解釈のところでのことについては、会計検査院とも、それから農林水産省も含めて今回の高温高圧の部分での捉え方については、今課長のほうから答弁あったところで押さえております。このクボタに対する道義的な責任をどこに持たせるかというところでございますけれども、正直なところはプラントそのものの当初21年の稼働から始まって、そのプラントの状況、対応を含めて、なかなか全部を私は掌握しているつもりはありませんけれども、そういうことに関しては24年のその法的なところでの押さえ方をしながら、一つの結論は出されたのだと考えております。ただ、その後の道義的な問題といえますか、この事業に対する捉え方が企業として町に対してどのような責任のとり方があるのかと、そのところを10年たった今改めて今回のこのM I C S事業をやる中において、町としてはそのところについては特にこれを責任を持たせての判断としてのことは契約等審議委員会の中においてもございませんでした。契約等審議会の中においては、このM I C S事業がどうしても機械プラントのところにおいてはクボタの今までの実績を含めて、やはりクボタにひとつやっていただかなければならないというか、そういうようなところも加味しながら、一応業者としての押さえ方はさせてもらったところでございます。

○議長（山本浩平君） もう一回許します。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今担当課長とか副町長から話があって、そのプラントの件について非常に私ここで認識薄いのかなと思っています。ということは、町が独自にやって稼働を停止したということなのです。プラントのふぐあい稼働を停止したのは、何が原因だということですか。稼働停止して、やめて生産ができないから会計検査院は云々と言うけれども、もっとさかのぼればその原因どこにあるかということに全然認識されていないということですか、今、会計検査院の言葉尻をとっていくと。ここでは私議論しません、もう。

それで、10年前だけれども、私なぜ言ったかといったら、10年前を捉えているのではないのです。11月9日にこういう結果が生じたのです。町長はバイオマス事業の失敗を認めたのです。そこで、その時間軸から私言っているのです。これは11月19日ですよ、公告して。19日に申し込みしている。その前に別な仕事をとっているのです。そうすると、具体的に言って私の解釈はしませんけれども、捉え方がどうかということだけ確認しておきます。白老町競争入札参加資格者指名停止等要綱に建設工事請負契約以外の契約に係る措置基準とあるのです。この中に措置要件とありますけれども、今回のやつは、その10年前ではなくて今回会計検査院から今答弁あったような指摘を受けた11月9日を境にしたときに、この契約以外の契約にかかわる指名停止措置に該当するのか、しないのか、その辺だけ伺ってやめます。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 先ほど申し上げたが、24年の段階でご説明したとおり、法的な捉えの中でいけば責任はないというところで一つ位置づけられているところがございますが、26年度から稼働停止したその原因というものは、当然前田議員お話ししたとおり機能としてのふぐあいという部分は少なからずあります。それは全てではなく、それを改善しながら25年度までやってきたことも事実ですし、それに伴って経費負担が発生したと。そういった総合的な判断の中で農林水産省と協議した中で稼働を停止したということですので、一因としてはあったとしても総合的な判断としてはクボタ環境サービスの部分が全てにおいて責任ということにはならないということかなと、担当課としてはそういうふうに捉えています。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） クボタ環境サービスのこれまでの工事も含めた部分のバイオマス燃料化施設でのかかわりの部分について、いろいろ責任問題等今まで議論されておりますけれども、町としましては今の段階において責任あるというような考え方を持ち合わせておりませんので、今回の指名停止基準に係る基準についても該当しないという考え方でおります。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 工事請負契約の締結について（平成30年度施行 白老町下水終末処理場M I C S施設建設工事（機械設備））、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 工事請負契約の締結について（平成30年度
施行 白老町下水終末処理場M I C S施設建
設工事（電気設備））

○議長（山本浩平君） 日程第17、議案第15号 工事請負契約の締結について（平成30年度施行 白老町下水終末処理場M I C S施設建設工事（電気設備））を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議案第15号でございます。議案の説明に入る前に、字句の訂正がございますので、訂正をお願いしたいと思います。

議15—2、次のページの議案説明の中段、4番の主要設備の（3）、M I C S設備補助継電器版の版という漢字が版画の版になっていますけれども、これは下の操作盤の盤のほうでございますので、大変申しわけございません。おわびいたします。訂正をよろしく願います。

戻りまして議案第15号の説明をさせていただきます。工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成30年12月10日提出。白老町長。

- 1、契約の目的、平成30年度施行 白老町下水終末処理場M I C S施設建設工事（電気設備）。
 - 2、契約の方法、制限つき一般競争入札。
 - 3、契約の金額、1億2,960万円。
 - 4、契約の相手方、東芝・白電社特定建設工事共同企業体、代表者、札幌市西区琴似4条2丁目1番2号、東芝インフラシステムズ株式会社北海道支社統括責任者、佐川文彦、構成員、白老郡白老町高砂町1丁目1番55号、株式会社白電社代表取締役、谷島和治。
 - 5、契約保証金、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。
- 次のページ、議案説明になります。1、工事場所、白老町高砂町4丁目。
- 2、完成期限、平成32年2月28日。
 - 3、工事概要、既存のし尿処理施設は、昭和44年に供用開始され、現在49年経過しており、老朽化が著しい施設であります。本工事は、町民の公衆衛生、生活環境を確保する必要性から、

し尿、浄化槽汚泥を下水道施設へ投入して生活排水処理との一元化を図るため、白老下水終末処理場に受け入れするM I C S施設を建設するに当たり、電気設備工事を2カ年の全体承認設計工事として行うものでございます。

4、主要設備、(1)、ナンバー2、400ボルト動力主幹盤機能増設1式。(2)、M I C S設備コントロールセンター1式。(3)、M I C S設備補助継電器盤1式。(4)、汚泥破砕ポンプ現場操作盤1面。(5)、し尿移送ポンプ現場操作盤1面。(6)、M I C S汚泥投入ポンプ現場操作盤1面。(7)、流量調整槽水位計1組。(8)、し尿移送流量計1組。(9)、汚泥混合槽液位計2組。(10)、M I C S汚泥投入流量計1組。(11)、M I C S設備計装盤1面。(12)、M I C S設備入出力装置1面。(13)、管理棟コントローラー盤機能増設1式。(14)、管理棟監視制御装置機能増設1式。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 工事請負契約の締結について(平成30年度施行 白老町下水終末処理場M I C S施設建設工事(電気設備))、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(山本浩平君) 日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) その前に何か説明があるということでもあります。

本間生活環境課長。

○生活環境課長(本間 力君) 諮問第1号に入る前に、人権擁護委員の関係で若干ご説明させていただきます。

まず、人権擁護委員に関しましては、人権擁護委員法の中で市町村では議会の意見を踏まえた中で候補者を推薦しなければならないという位置づけでございます。また、任期につきましては、3年という位置づけになっております。現在白老町におきましては、定数6名ということで、人権擁護委員定数規程というものが設けられておまして、その中で人口1万5,001人以上2万人以下というところでの6人という位置づけでなっております。

現在の委員ですが、まず加藤忠様、平成3年6月の委嘱で9期目を迎えております。それから、田中弘子様、平成19年4月の委嘱で4期目ということで、このお二方につきましては平成31年3月31日、来年の3月で任期満了になることを踏まえまして、双方にご確認したところご勇退の旨の取り扱いの中で今回新規の諮問になってございます。

参考までに他4名の方なのですが、塚原光博様が平成23年10月から3期目、それから宮下與史夫様が同様に23年10月から3期目、5人目、水島直子様、6人目が新谷育子様なのですが、平成29年4月より1期目で現在に至っているということでご説明させていただきます。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） それでは、本日配付の諮問第1号です。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年12月18日提出。白老町長。

記の欄でございます。住所、白老郡白老町緑丘1丁目3番8号、氏名、坂東道子、生年月日、昭和26年11月8日生まれ、67歳でございます。

次のページ、諮問の1—2でございます。履歴調書ですが、記載の学歴、職歴については朗読を省略させていただきます。

なお、坂東さんにつきましては、新任で推薦をさせていただきたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりましたので、この件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 先ほどの説明いろいろしていただきましてよくわかりました。ありがとうございます。

今さらなのですけれども、主な仕事の内容、実際にはこの方々がどのようなことを白老町内でされているのか、簡単で結構ですけれども、参考にお伺いさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 主にですが、年間を通しまして困り事何でも相談ということで定期的に人権擁護委員が開設したところで相談会を実施していること、それから特にあと子供の人権教室というものを授業の中で取り扱わせていただいておりますので、各学校のほうで調整しながら、主にそういった部分、まだ細かい部分は多々あるのですが、大きくはそういったところかなと押さえております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） お諮りいたします。

諮問第1号については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、適任という意見を付することに決定いたしました。

◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第19、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 続きまして、諮問第2号でございます。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年12月18日提出。白老町長。

住所、白老郡白老町栄町2丁目9番3号、氏名、中村英二、生年月日、昭和29年6月30日生まれ、64歳でございます。

諮問の2-2ページ、履歴調書でございますが、記載の学歴、職歴については朗読を省略させていただきます。

なお、中村さんにつきましても新任で推薦させていただきたいと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりましたので、この件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、この件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） お諮りいたします。

諮問第2号については、適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、適任という意見を付することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 1時20分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第1号 定期監査の結果報告について

報告第2号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第20、報告第1号 定期監査の結果報告について、報告第2号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を同条第9項の規定により及び地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第1号、報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第3号 教育行政事業執行状況報告書（平成29年度対象）の提出について

○議長（山本浩平君） 日程第21、報告第3号 教育行政事業執行状況報告書（平成29年度対象）の提出についてを議題に供します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を教育委員会教育長から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

◎発議第2号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第22、発議第2号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の

制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 発議第2号。

平成30年12月18日。

白老町議会議長、山本浩平様。

議会運営委員会委員長、吉田和子。

白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

発議2-2をお開きください。白老町議会会議規則の一部を改正する規則。

白老町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

次に、2-3、議案説明であります。議会の能率的な運営を図るとともに、他の議会との統一性を確保するため、全国町村議会議長会が制定した標準町村議会会議規則が平成27年5月に改正されたことから、近年の男女共同参画の状況を鑑み、白老町議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため本規則の一部を改正するものであります。

次に、新旧対照表であります。左の欄が改正前、右が改正後です。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号 白老町議会委員会規則の一部を改正する規則の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第23、発議第3号 白老町議会委員会規則の一部を改正する規則の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 発議第3号。

平成30年12月18日。

白老町議会議長、山本浩平様。

議会運営委員会委員長、吉田和子。

白老町議会委員会規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

発議3-2をお開きください。白老町議会委員会規則の一部を改正する規則。

白老町議会委員会規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 委員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

次に、3-3、議案説明であります。議会の能率的な運営を図るとともに、他の議会との統一性を確保するため、全国町村議会議長会が制定した標準町村議会会議規則が平成27年5月に改正されたことから、近年の男女共同参画の状況を鑑み、白老町議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため本規則の一部を改正するものであります。

次に、新旧対照表で説明します。左の欄が改正前、右が改正後です。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号 白老町議会委員会規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第24、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、関係機関への挨拶等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第7号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める 意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第25、意見書案第7号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 意見書案第7号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。

このような虐待事案は、近年、急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受けとめ、政府は平成28、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
2. 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするるとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。
3. 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。
4. 全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に未だ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。
5. 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、SSW（スクールソーシャルワーカー）を中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第7号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第8号 水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書(案)

○議長(山本浩平君) 日程第26、意見書案第8号 水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番(吉田和子君) 意見書案第8号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書(案)

日本の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変化してきた。

しかし、現在の水道を取り巻く状況は、高度経済成長期に整備された施設の老朽化や、耐震化の遅れなど大きな課題に直面している。現に、6月に発生した大阪北部地震や西日本を中心とした7月豪雨をはじめ、昨今の自然災害による水道被害は全国で頻発している状況にある。

また、簡易水道事業は農山漁村部を中心とする住民の生活に必要な社会基盤であるが、今なお約270万人の人々が不安定な飲料水に頼らざるを得ない生活を余儀なくされており、この水道未普及地域の解消は依然として大きな課題である。加えて地方の急激な人口減少に伴い50人以上の飲料水供給施設の要件に当てはまらない集落もふえており、補助要件の緩和が求められるところである。

そこで政府におかれては、地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、国民の命を守るインフラである水道の戦略的な基盤強化に取り組むため、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 老朽化対策や耐震化対策をはじめ、国民の命を守るインフラ設備である水道施設の更新・維持・管理に全力を挙げるとともに、その国庫補助所要額の確保を行うこと。
2. 将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくため、水道施設の管理者である地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、広域連携の推進や適切な資産管理の推進など、

さらなる基盤強化に取り組むこと。

3. 厳しい財政状況の中で事業を運営している簡易水道については、未普及地域解消事業や施設の老朽に伴う更新事業等に必要な国庫補助所要額の確保を行うこと。また、施設の更新事業等を実施するに当たり、現行の国庫補助要件は採択基準が厳しく、実態と乖離している状況にあるため、現行の補助要件についてはその要件の緩和を行うこと。

※3については、地域の実情に応じて判断。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

- 議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第8号 水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

- 議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第9号 非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする
所得税法改正を求める意見書（案）

- 議長（山本浩平君） 日程第27、意見書案第9号 非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

- 8番（大淵紀夫君） 意見書案第9号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法

改正を求める意見書（案）

政府は今年9月から、内閣府と厚生労働省の事業として、保育料について非婚のひとり親への寡婦控除のみなし適用をする政令改正をおこなったことに続くものです。

所得税法を改正して、非婚ひとり親に寡婦控除を適用することを求める地方議会の意見書可決は、衆参両院の事務局などのまとめで200地方議会を超え、地方自治体独自の施策による寡婦控除「みなし適用」の実施が国の取り組みを後押ししています。

寡婦控除は所得税法にもとづく所得控除の一つで、配偶者と死別・離婚した女性（所得制限あたり）が対象です。そのため、結婚歴のない非婚のひとり親は受けられません。

日本弁護士連合会は、法の下での平等を保障した憲法第14条や子どもの権利条約に違反するとの意見書を政府に提出。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」にもとづいて整備をすすめる責務を負っている政府の責任で、所得税を改正すべき時です。

札幌市が「子どもの貧困対策計画」にむけて実施した「札幌市子ども・若者生活実態調査」の結果では、「経済的理由により家庭が必要とする食料を買えなかった」が17.2%、「冬に暖房が使えなかった」8.1%、「病院を受診した方がよいと思ったが受診させなかった」18.4%と深刻な実態が浮き彫りとなりました。

そうしたなか、同じ母子世帯でも婚姻歴があるかないかで寡婦控除の適用から外されて、非婚の母が差別され、経済的にいっそうの困窮に追い込まれるという結果が出ており、このようなことがおきてはなりません。一日も早く、非婚のひとり親に寡婦控除を適用する所得税法改正を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第9号 非婚ひとり親に寡婦控除のみなし適用をする所得税法改正を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第10号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書 (案)

○議長（山本浩平君） 日程第28、意見書案第10号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第10号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

日米地位協定の抜本改定を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

日米地位協定の抜本改定を求める意見書（案）

全国知事会が、本年度の会議（7月27日札幌市で開催）で、日米地位協定の抜本改定を含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択しました。提言は（1）米軍の低空飛行訓練ルートや訓練を行う時期の速やかな事前情報提供、（2）日米地位を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として適用させること、（3）事件・事故時の自治体職員による迅速で円滑な基地立ち入りの保障、（4）騒音規制装置の実効性ある運用、（5）米軍基地の整理・縮小・返還の促進を求めています。

これは、2015年1月、国土の0.6%の面積に米軍専用施設の70%が集中する沖縄県の翁長雄志前知事が「日本の安全保障は全国的な課題で、国民全体で考えていく必要がある」と提言し、さらに、同年12月、負担軽減を議論する場の設定を提案したところ、16年7月、米軍基地がある11道府県の知事をメンバーに「全国知事会米軍基地負担に関する研究会」を発足させ、2年間に6回の会合を開催しました。「研究会」は、日米地位協定を専門とする研究者から意見聴取したほか、外務省日米地位協定室長から政府の立場を聞き、イタリアとドイツの地位協定について現地調査した沖縄県からも意見を聞き取りました。

沖縄県は、18年1月から2月にかけてイタリアやドイツを訪問し、受け入れ国の元首相、軍幹部、周辺自治体、航空当局らに聞き取り調査などを実施しました。その内容は、イタリアやドイツについて（1）米軍の活動にも国内法が適用される、（2）受け入れ国側に米軍施設への立ち入り権が明記されている、（3）基地を抱える自治体と米軍の間に公式な協議機関が設けられているなどの日本との違いを紹介しています。

こうした調査研究をもとに、「研究会」がまとめ、知事会に提案し、日米地位協定の抜本改定を含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択することに至りました。

日米地位協定は、1960年に締結されてから、日本政府が改定交渉を提起したことが一度もありません。他の国と比較してもあまりに不平等です。

よって、政府は全国知事会の総意を重く受け止め、抜本的な改定に本腰を入れて取り組むことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第10号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第11号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第29、意見書案第11号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、松田謙吾議員。

〔12番 松田謙吾君登壇〕

○12番（松田謙吾君） 意見書案第11号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

難病医療費助成制度の改善を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

難病医療費助成制度の改善を求める意見書（案）

2014年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、2015年1月から新たな難病医療費助成制度が施行されました。これによって難病医療費助成の対象となる疾病が大幅に拡大され、レセプト単位だった月額自己負担上限が患者単位になる等の改善がされましたが、一方で自己負担の引き上げや認定基準の強化なども行われました。

この結果、厚生労働省は対象疾病の増加によって医療費助成を受ける患者数が78万人（2011年度）から150万人（2015年度）に倍増すると試算していましたが、2015年度末の患者数は94万人。医療費助成の総事業費は、1,820億円の試算に対して1,385億円です。

この背景には、①制度の後退によって難病対象であっても申請を行わないこと、②認定基準が厳しくなったこと等があります。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の第一条には、「難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする」と定められています。

よって、政府におかれては、記の事項を実現されることを求めます。

記

- (1) 患者数を理由にした対象疾患外しを行わないこと。
 - (2) 下記事項について2014年12月以前の取り扱いに戻すこと。
 - ① 市町村民税非課税者、重症患者の自己負担をなくすこと。
 - ② 調剤薬局の薬代や訪問看護費の自己負担をなくすこと。
 - ③ 入院時食費の給付外しをやめ、自己負担限度額に含めること。
 - ④ 早期からの治療が重要であり、指定難病の医療費助成について重症度分類による選別（いわゆる「軽度者」の対象除外）をやめ、軽度者を含めた全ての指定難病患者を医療費助成の対象とすること。
 - (3) 月額自己負担上限は患者単位とし限度額を2014年12月までの基準に引き下げること。
 - (4) 難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）にあたって必要な臨床調査個人票（診断書）の料金を補填する制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第11号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第30、意見書案第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第12号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化
を求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年の通常国会で創設が予定される森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
 - 2 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第12号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第31、常任委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。

最初に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、高齢者住宅の現状と今後の方向性について。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、
- 6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。
- 7、調査結果。

調査はサービスつき高齢者向け住宅について本町での現状と今後の方向性について調査を行った。

（1）、サービスつき高齢者向け住宅の制度概要について。

サービスつき高齢者向け住宅の登録制度は「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により、平成23年10月に創設された。

①、施設・・・床面積は原則25平方メートル以上。構造・施設が一定の基準を満たすこと（台所、トイレ、洗面設備、収納設備、浴室等）。バリアフリー構造であること（廊下幅、段差解消、手すり設置）。

②、サービス・・・安否確認サービス、生活相談サービス。その他のサービス例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事支援。

③、契約内容・・・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこと。敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと。

以上の設置基準を満たす住宅について都道府県等が登録実施している。

入居者要件は60歳以上の者、または要支援・要介護認定者であること。

サービスつき高齢者向け住宅は制度スタートの平成23年は全国で約3万1,000戸であったが平成29年12月時点では、約22万5,374戸、棟数は6,877棟となっている。

（2）、白老町における高齢者世帯、高齢者のいる世帯の状況及び白老町の住宅状況の推移について。

平成27年度高齢者のいる世帯は町内総数7,911世帯中4,551世帯で全世帯の占める割合は57.5%であり年々増加している。また1世帯当たりの世帯人員数は2.1人と減少し、単身世帯が増加傾向にある。高齢者世帯の内訳は単身世帯が1,490世帯（32.7%）、夫婦世帯2,183世帯（48.0%）、同居世帯が878世帯（19.3%）となっている。

白老町の住宅状況は調査開始の昭和35年は2,648世帯、平成17年8,532世帯をピークに減少傾向にあり平成27年は7,955世帯となっている。また、世帯別の内訳で見ると持ち家、民間借家、社宅世帯が減少、施設などの世帯が増加している。

また平成30年3月末現在の高齢者施設の町内居住の待機者は特別養護老人ホーム（2カ所）41人、介護老人施設（3カ所）14人となっている。

（3）、全国のサービスつき高齢者向け住宅におけるサービスの状況について。

安否確認、相談業務は必須であるため100%、食事の提供95.9%、健康維持増進の機会の提供60.8%、調理や家事50.9%、入浴等介護48.7%となっている。

（4）、サービスつき高齢者向け住宅の入居費用について。

入居費は家賃、共益費、生活相談、見守り合わせて大都市圏では平均月額11万9,000円、地方では平均月額8万6,000円、全国平均では10万1,000円となっておりそのほかに食事代は別途かかる。

（5）、サービスつき高齢者向け住宅の運営事業者について。

全国では67.5%が介護系事業者、次に医療系事業者14.5%、不動産事業者が7.7%となっており、全体の8割が介護医療系事業者で運営している。

（6）、近隣自治体のサービスつき高齢者向け住宅の現状について。

平成30年8月末北海道のサービスつき高齢者向け住宅420件1万8,557戸、胆振管内では18件585戸内訳は苫小牧市10件366戸、室蘭市3件54戸、登別市2件59戸、伊達市2件46戸、白老町1件60戸である。

（7）、白老町におけるサービスつき高齢者向け住宅の考え方について。

白老町高齢者保健福祉計画にはサービスつき高齢者向け住宅の表記はあるが、具体的な位置づけはしていない。町建設課の住生活基本計画にはサービスつき高齢者向け住宅の建設を推進していくとしている。

8、委員会の意見。

高齢化が進む白老町において、住居対策は優先的課題と捉える。町営住宅の老朽化や、自宅を所有している高齢者からも今後の自立生活に不安の声が上がる状況を踏まえ、配食や見守りなどのサービスがついたサービスつき高齢者向け住宅などの、安心して暮らせる住宅整備が求められる。

整備の際は、需要の把握調査、生活保護費や国民年金支給額などを勘案し、白老町民が利用できる施設整備を進めるべきである。また、医療介護福祉の3連携が進められる情勢において、訪問介護や生活支援策など相対的な施策と連動して取り組んでいきたい事業者への支援体制の確立も重要である。

さらに少子高齢化の実態を踏まえ、今後食育防災センターの能力を活用した高齢者への配食サービスが可能であるか検討すべきとの意見もあった。

白老の少子高齢化の趨勢を見きわめ、必要性の把握に努め、白老の高齢者にとって必要な住宅施策の政策、その具現化が必要であると考えます。

○議長（山本浩平君） 次に、広報広聴常任委員会氏家裕治委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項。(1)、常任委員会。・議会懇談会について。

(2)、小委員会。

・議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。

・議会懇談会の反省・まとめについて。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会懇談会及び議会広報165号の編集・発行等が終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

(1)、常任委員会。

議会改革の中で、広報広聴常任委員会が設置されて10年がたつ。

この間、議会広報の発行・広聴活動の推進にと積極的に取り組んできた。

自治基本条例では、議会には「町民参加によって意見や意思を町政に反映させる」責務があることが定められている。これまで、各地域に出向いて開催されてきた議会懇談会ではあるが、昨年は、2つのテーマに沿った懇談を進めまちに対し、政策提言という形で一定の成果を上げることができたものとする。しかし、限られた人の重複参加・若い世代の不参加等、従来からの課題については解消されず、より多くの町民意見の集約にはどのような懇談会が必要かについて議論が進められてきた。

今年度は、一般社団法人地域研究工房・代表理事の小磯修二氏を講師に迎え「人口減少と少子高齢化のこれから」をテーマに開催し、町民の方々とともに講演を聞いて、人口減少によって地域はどのように変化していくのか。また今やるべき有効な取り組みや行政サービスは何かを話し合う懇談会とした。

町内会連合会を初め、各種まちづくり活動団体のご協力のもと68名の町民と8名の行政職員参加により、共通課題について講演を聞くことができたことは大変有意義であったと考えている。講演終了後に、町民の方々と議員が9グループに分かれ懇談が進められ、参加者からは「まちの将来ビジョンを明確に」「人口減少・少子高齢化問題を前提に政策立案」「外国人の受け入れや特区などの大改革」「行政が窓口になって空き家の有効活用(安い家賃で)」「世界が注目する2020年象徴空間開設に伴い、若者の起業支援・移住定住策」「高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくりを」「情報産業の誘致で若者の定着に」「まちの資源の掘り起こしで物産館・道の駅の開設で産業の活性化を」「子育て支援が必要(公園の整備・充実、通学路の安心安全)」「ファミリーサポートセンターへの支援」「子育てに係る費用の無料化」「限られた行政サービスの選択を町民とともに協議」等々、さまざまなご意見をいただくことができ有意義な懇談になったものとする。今回の懇談会で特出すべき点は、男女13名ほどの若い世代からの参加をいただいたことである。今後も異世代交流の対話の場としての懇談会の開催に取り組んでいきたいと強く考えるところである。

今回いただいたさまざまな意見の取り扱いについては、町民の声として今後の議会活動に生かしていきたいと考えている。

また、「ほかのテーマで話がしたかったので別の機会を設けてほしい」「新しい発想からの政策立案について（町の理事者・職員・議員）もっと勉強すべき」との意見もいただき、今後の議会活動の活性化に向け努力を惜しまず活動を展開していく考えであります。

（２）、小委員会。

小委員会は、議会広報第165号の編集・発行、広報広聴の調査・研究及び議会懇談会に関する調査を行った。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第32、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。各常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしく願います。

次に、総務文教常任委員会において調査中である所管事務の調査期間の延期について報告いたします。総務文教常任委員会より、現在調査中である所管事務調査「循環型の地域社会づくりの現状と課題」について、結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付しました通知書のとおり調査期間の延期について申し出がありました。総務文教常任委員会においては、引き続き調査等よろしく願います。

次に、皆様には要望書等6件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたく願いをいたします。

◎会期の延長について

○議長（山本浩平君） 日程第33、会期の延長についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は、通年議会のため明年1月3日まで会期と議決されておりますが、1月6日までの3日間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は明年1月6日まで3日間延長することに決定いたしました。

◎休会について

○議長（山本浩平君） 日程第34、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため明年1月6日まで会期となっております。あす12月19日から明年1月6日までの19日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、明日12月19日から明年1月6日までの19日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時12分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 及 川 保

署 名 議 員 本 間 広 朗